

# 高圧ガス保安法手続マニュアル (第一種貯蔵所編)

高圧ガス保安法(以下、「法」という。)の一般高圧ガス保安規則(以下、「一般則」という。)または液化石油ガス保安規則(以下、「液石則」という。)の適用を受ける第一種貯蔵所に適用する。

## 第一種貯蔵所とは

容積1,000 $\text{m}^3$ (第一種ガスの場合は3,000 $\text{m}^3$ )以上の高圧ガスを貯蔵するときは、許可が必要になり、許可を受けて設置する施設を「第一種貯蔵所」という。

ただし、第一種製造者、液化石油ガス法の販売事業者が、その許可を受けたところにより貯蔵するときは、この限りでない。

### <貯蔵量の算定方法>

- 1 貯蔵する高圧ガスが液化ガスの場合、質量10kgをもって容積1 $\text{m}^3$ とみなして算出します。
- 2 複数の貯蔵設備で高圧ガスを貯蔵しようとする場合で、下記に該当するときは合算します。

(1)設備(容器)が配管によって接続されている場合(低圧部での接続を含む)。

(2)設備(容器)が配管によって接続されていないときであって、

ア「容器以外の貯蔵設備と容器以外の貯蔵設備の間」または「容器と容器以外の貯蔵設備の間」が30m以下である場合。

イ 容器と容器の間が22.5m以下である場合(障壁による緩和措置あり)。

※上記2が一貯蔵所単位となりますので、一事業所内で上記2に該当しない貯蔵形態が複数ある場合は、それぞれが一貯蔵所としての届出が必要となります。

## 【目次】

手続にあたっての注意点(提出前に必ず確認してください) .....	1
第一種貯蔵所設置許可申請書 .....	2
第一種貯蔵所位置等変更許可申請書 .....	6
第一種貯蔵所完成検査申請書 .....	9
第一種貯蔵所軽微変更届書 .....	10
第一種貯蔵所承継届書 .....	13
貯蔵所廃止届書 .....	13
巻末資料(様式集)	

令和5年5月

福井県防災安全部消防保安課

## 手続にあたっての注意点

第一種貯蔵所を設置しようとする者、第一種貯蔵所の所有者または占有者が、法に基づき必要となる手続を行う際の注意点は、下記のとおりです。

### 1 提出方法

原則として福井県電子申請サービス(以下、「電子申請」という。)を利用して提出すること。

インターネット環境がないなどの理由で電子申請ができない場合は、書類を郵送(返信用封筒(必要な切手を貼付したもの)を同封)または持参(訪問日時について県担当者と事前に相談)すること。

### 2 提出先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県防災安全部消防保安課

### 3 提出部数

電子申請の場合:1部(福井県証紙を除き、すべて電子データで提出すること)  
郵送または持参の場合:2部(正本(県提出用)1部・副本(届出者返戻用)1部)

### 4 申請手数料

#### (1)対象となる手続

- ア 第一種貯蔵所設置許可申請書
- イ 第一種貯蔵所位置等変更許可申請書
- ウ 第一種貯蔵所完成検査申請書

#### (2)納付方法

##### ア 福井県手数料納付システム(以下、「システム」という。)

福井県手数料納付システム利用者記入用紙兼証紙貼付台紙(以下、「台紙」という。)に、申請者名、申請区分、申請手数料金額、決済完了メールに記載のある12桁の取引IDを記入すること。

※申請者名以外で手続をした場合は、台紙の申請者名の欄について、申請者名を記載した後に( )書きで手続をした際の名称を記載し、申請者との関係が分かる資料(名刺など)を添付すること。

<記入例>

申請者名:〇〇ガス株式会社(△△△△)

##### イ 福井県証紙(以下、「証紙」という。)

台紙に、申請者名、申請区分、申請手数料金額を記入し、所定の手数料額の証紙を貼付すること。

## 第一種貯蔵所設置許可申請書

第一種貯蔵所を設置しようとする者が、法第16条第1項に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

### 1 申請単位

「貯蔵施設」ごとに行うこと。

### 2 提出時期

原則として工事に着手しようとする20日前までに行うこと。

※標準事務処理日数【12日】(補正日数、休日・祝日等は含みません。)

### 3 添付書類

第一種貯蔵所設置許可申請書のほか、以下のような書類が必要になります。

No	必要となる書類	備考
1	申請者の適格性を確認する書類等	
	(1)委任状	代表者以外の者が手続をするとき
	(2)登記事項証明書のコピー	履歴事項全部証明書(法人の場合)
	(3)住民票の写しのコピー	市区町村長発行のもの(個人の場合)
2	貯蔵計画書	
3	貯蔵計画書の添付資料	
	(1)事業所全体平面図	事業所内の図面に加えて貯蔵施設の位置および付近の状況がわかる資料を添付すること
	(2)高圧ガス貯蔵所配置図	
	(3)貯蔵設備等のフローシート・配管図	
	(4)機器一覧表およびその仕様書、構造図、強度計算書等	
	(5)高圧ガス設備の基礎および支持構造物の構造を示した図面	
	(6)耐震設計構造物に係る計算書	
	(7)貯蔵設備建屋、容器置場等の図面	
	(8)保安設備の機能、構造等を説明する書面および図面	
4	貯蔵設備の使用の経歴および保管状態の記録	当該貯蔵設備を移設して使用する時

## 4 提出書類作成要領

### (1)第一種貯蔵所設置許可申請書

#### ア 適用規則

申請時に適用される規則を選択すること。

#### イ 名称

法人にあつては法人名称に加えて貯蔵所名まで記入すること。

個人にあつては貯蔵所名を記入すること。

<記入例>

法人:〇〇産業株式会社〇〇貯蔵所、個人:〇〇貯蔵所

#### ウ 事務所(本社)所在地

法人にあつては登記してある本社の所在地を記入し、個人にあつては住民登録の場所を記入すること。

エ 貯蔵所所在地

高圧ガスの貯蔵を行おうとする所在地を記入すること。

オ 貯蔵する高圧ガスの種類

高圧ガスの名称およびその状態(圧縮、液化、圧縮+液化)を記入すること。

カ 代表者氏名

法人にあっては法人の名称、代表者の役職名および氏名を記入すること。

個人にあっては氏名を記入すること。

※申請は、当該法人の代表権を有する者が行うものですが、事業所の長等が代理人となって届出することもできます。この場合、代表者から代理人に対しての委任を証した書面(委任状)を添付すること。

(2)貯蔵計画書

貯蔵計画書の記載項目およびその記載内容等は、以下の例により作成すること。

<記入例>

## 貯蔵計画書

1 貯蔵の目的

貯蔵する高圧ガスの種類およびその貯蔵目的を具体的に記載すること。

2 貯蔵の方法

貯蔵設備の種類ごと(貯槽・容器の別)に高圧ガスの種類を整理し記載すること。

3 貯蔵設備の貯蔵能力

高圧ガスの種類ごとに計算した貯蔵能力を表にまとめた上で、個々の算式を記載すること。

高圧ガスの種類	貯蔵方法(貯槽・容器)	基数本数	公称能力(m <sup>3</sup> ・kg)	貯蔵能力(m <sup>3</sup> ・kg)	備考

※高圧ガスの種類には、その高圧ガスの状態(圧縮、液化、圧縮+液化)を合わせて記載すること。

※表に続けて設備ごとの計算式を記載すること。

4 保安物件に対する距離

(1)設備距離

平面図に保安距離の範囲を図示し、平面図内に存する最も近い第一種保安物件および第二種保安物件を明示すること。

ア 貯蔵設備は、第一種保安物件に対し第一種設備距離以上を有すること。

一般高圧ガス:可燃性または毒性ガス=L1、酸素=L2、その他のガス=L3以上の確保  
液化石油ガス:L1以上の確保

イ 貯蔵設備は、第二種保安物件に対し第二種設備距離以上を有すること。

一般高圧ガス:可燃性または毒性ガス=L2、酸素=L3、その他のガス=L4以上の確保  
液化石油ガス:L4以上の確保

ウ 障壁構造等による距離緩和措置

一般高圧ガス：一般則に緩和措置はありません

液化石油ガス：液石則第6条第1項第3号、第24条第2号

高圧ガス の種類	貯蔵能力 または 処理能力	第一種設備距離		第二種設備距離		備考
		法定 距離	実際 距離	法定 距離	実際 距離	

(2)置場距離(容器が配管に接続されていない貯蔵の場合)

平面図に保安距離の範囲を図示し、平面図内に存する最も近い第一種保安物件および第二種保安物件を明示すること。

ア 容器置場は、第一種保安物件に対し第一種置場距離( $\ell_1$ )以上を有すること。

イ 容器置場は、第二種保安物件に対し第二種置場距離( $\ell_2$ )以上を有すること。

ウ 障壁構造等による距離緩和措置

一般高圧ガス：一般則第6条第1項第42号ハ

液化石油ガス：液石則第6条第1項第35号ハ

高圧ガス の種類	容器置場 の面積	第一種置場距離		第二種置場距離		備考
		法定 距離	実際 距離	法定 距離	実際 距離	

5 技術上の基準(法第16条第2項)に関する事項

技術上の基準に適合していることを該当規則の条項ごとに対応して記述すること。

<対応条項>

一般高圧ガス：貯槽による貯蔵の場合(一般則第22条)

一般高圧ガス：容器による貯蔵の場合(一般則第23条)

液化石油ガス：貯槽による貯蔵の場合(液石則第23条)

液化石油ガス：容器による貯蔵の場合(液石則第24条)

規則の 条項号	基準項目	対応事項	備考 (別添資料等No.)

(3)貯蔵計画書に添付して必要になる書類等

申請の内容にもよりますが、以下のような書面または図面を添付してください。

ア 事業所全体平面図

(ア)事業所境界線を明示のこと。

(イ)高圧ガス貯蔵施設の位置を図示すること。

(ウ)事業所と隣接する他事業所等や民家等付近の状況が示されていること。

- (エ)保安距離を図示すること。
- (オ)火気取扱施設、危険物施設の位置を図示すること。
- (カ)耐震設計の必要な施設については、ボーリングをした位置を明示のこと。
- (キ)警戒標の種類および設置位置を明示のこと。

#### イ 高圧ガス貯蔵所配置図

- (ア)貯蔵設備の位置、大きさおよび設備間距離等を図示すること。
- (イ)次の設備がある場合は図示等をする事。
  - a 障壁、防液堤の設置位置
  - b 防消火設備(散水装置を含む)の操作位置等(ポンプの駆動場所、消火栓の位置、消火器の設置位置、本数等)
    - なお、操作位置と対象設備間の距離も図示すること。
  - c ガス漏洩検知警報設備の検知部、外部発報部および濃度指示・警報場所
  - d 緊急遮断弁の設置位置および操作位置
    - なお、操作位置と対象設備間の距離も図示すること。
  - e 通報設備の設置位置
  - f タンクローリーの停車位置

#### ウ 貯蔵設備等のフローシート・配管図

- (ア)機器一覧表による個々の機器の整理番号を書き込むこと。
- (イ)通常の使用状態における液・ガスライン、受入・払出ラインについて、色分け等により分かりやすくすること。
- (ウ)ガス設備、高圧ガス設備および圧力区分を明確にすること。
- (エ)除害設備の処理フローも記載すること。
- (オ)配管図は平面図により、貯蔵設備から消費設備までのルートが把握できること。また、アイソメ図によるなど、できるだけ立体配管図も添付すること。

#### エ 機器一覧表およびその仕様書、構造図、強度計算書等

- 貯蔵設備、その他の主要高圧ガス設備(弁類、配管、ローディングアーム等)について、設備の種類ごとに機器一覧表を作成し、さらに、メーカー等が作成した以下の書類を添付すること。
- (ア)仕様書および構造図
- (イ)強度計算書(特定設備検査合格品、高圧ガス設備試験合格品および認定試験者試験等合格品を使用する場合は、認定書等を添付することで省略可能)
- (ウ)安全弁にあつては、吹出量計算書

#### オ 高圧ガス設備の基礎および支持構造物の構造を示した図面

基礎図には、配筋の太さ、ピッチ、材質等を明示すること。

#### カ 耐震設計構造物の計算書

基礎および支持構造物についての計算条件および計算結果の書面であり、一級建築士による確認を得たものであること。

#### キ 貯蔵設備の建屋、容器置場等の図面

- (ア)貯蔵設備の建屋、容器置場等の寸法、屋根の材質を明らかにすること。
- (イ)換気口の数、面積、場所等を図示すること。
- (ウ)ガスの種類別に置場を明示すること。
- (エ)充てん容器置場、残ガス容器置場の区分を明示すること。
- (オ)容器置場内の通路を明確にしたい場合は、通路を明示のこと。

- ク 保安設備の機能、構造等を説明した書面および図面
- (ア) 防火設備の散水配管図、散水量計算書(散水ポンプ能力、圧力損失計算書等)、貯水量計算書
- (イ) ガス検知警報設備の仕様
- (ウ) 除害設備の能力および仕様
- (エ) 障壁等の構造図

### 第一種貯蔵所位置等変更許可申請書

第一種貯蔵所の所有者または占有者が、貯蔵所の位置、構造または設備の変更の工事をしようとする際、法第19条第1項に基づき必要となる手続は下記のとおりです。

#### 1 申請単位

「許可を受けている第一種貯蔵所」ごとに行うこと。

#### 2 提出時期

原則として工事に着手しようとする15日前までに行うこと。

※標準事務処理日数【12日】(補正日数、休日・祝日等は含みません。)

#### 3 添付書類

第一種貯蔵所位置等変更許可申請書のほか、以下のような書類が必要になります。

No	必要となる書類	備考
1	委任状	代表者以外の者が手続をするとき
2	第一種貯蔵所位置等変更明細書	
3	第一種貯蔵所位置等変更明細書の添付資料	変更内容により下記書類等を適宜添付すること
	(1) 事業所全体平面図	変更部分が明確になるよう色分けするとともに、必要に応じ変更前・変更後の図面を作成して添付すること。 また、申請時から変更がない部分については、その旨を記載して省略することができます。
	(2) 高圧ガス貯蔵所配置図	
	(3) 貯蔵設備等のフローシート・配管図	
	(4) 機器一覧表およびその仕様書、構造図、強度計算書等	
	(5) 高圧ガス設備の基礎および支持構造物の構造を示した図面	
	(6) 耐震設計構造物に係る計算書	
	(7) 貯蔵設備建屋、容器置場等の図面	
	(8) 保安設備の機能、構造等を説明する書面および図面	
4	貯蔵設備の使用の経歴および保管状態の記録	当該貯蔵設備を移設して使用するとき

#### 4 提出書類作成要領

##### (1) 第一種貯蔵所位置等変更許可申請書

###### ア 適用規則

申請時に適用される規則を選択すること。

###### イ 名称(事業所の名称を含む。)

許可を受けた(許可証記載の)貯蔵所名を記入すること。

<記入例>

法人:○○産業株式会社○○貯蔵所、個人:○○貯蔵所

ウ 事務所(本社)所在地  
法人にあっては登記してある本社の所在地を記入し、個人にあっては住民登録の場所を記入すること。

エ 貯蔵所所在地  
許可を受けた(許可証記載の)所在地を記入すること。

オ 変更の種類  
変更の内容を具体的に記入すること。

カ 代表者氏名  
法人にあっては法人の名称、代表者の役職名および氏名を記入すること。  
個人にあっては氏名を記入すること。  
※申請は、当該法人の代表権を有する者が行うものですが、事業所の長等が代理人となって届出することもできます。この場合、代表者から代理人に対しての委任を証した書面(委任状)を添付すること。

(2)第一種貯蔵所位置等変更明細書  
第一種貯蔵所位置等変更明細書の記載項目およびその記載内容等は、以下の例により作成すること。

<記入例>

## 第一種貯蔵所位置等変更明細書

- 1 変更の目的  
変更の目的を具体的に記載すること。
- 2 変更の内容  
貯蔵施設の変更内容を明確にしなが、箇条書で簡潔に記載すること。
- 3 貯蔵設備の貯蔵能力および性能( 変更あり ・ 変更なし )  
変更の有無を○で囲むこと。

高圧ガス の種類	貯蔵方法 (貯槽・容器)	貯蔵能力 ( $m^3 \cdot kg$ )			貯蔵量 (基・本数)			備考
		変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	

※高圧ガスの種類には、その高圧ガスの状態(圧縮、液化、圧縮+液化)を合わせて記載すること。

※表に続けて増減する設備の計算式を設備ごとに記載すること。

- 4 保安物件に対する距離
  - (1)設備距離( 変更あり ・ 変更なし )  
変更の有無を○で囲み、変更がある場合は下記により記載すること。  
平面図に保安距離の範囲を図示し、平面図内に存する最も近い第一種保安物件および第二種保安物件を明示すること。

ア 貯蔵設備は、第一種保安物件に対し第一種設備距離以上を有すること。  
 一般高圧ガス：可燃性または毒性ガス=L1、酸素=L2、その他のガス=L3以上の確保  
 液化石油ガス：L1以上の確保

イ 貯蔵設備は、第二種保安物件に対し第二種設備距離以上を有すること。  
 一般高圧ガス：可燃性または毒性ガス=L2、酸素=L3、その他のガス=L4以上の確保  
 液化石油ガス：L4以上の確保

ウ 障壁構造等による距離緩和措置  
 一般高圧ガス：一般則に緩和措置はありません  
 液化石油ガス：液石則第6条第1項第3号、第24条第2号

高圧ガス の種類	貯蔵能力 または 処理能力	第一種設備距離		第二種設備距離		備考
		法定 距離	実際 距離	法定 距離	実際 距離	

(2)置場距離(容器が配管に接続されていない貯蔵の場合)(変更あり・変更なし)  
 変更の有無を○で囲み、変更がある場合は下記により記載すること。  
 平面図に保安距離の範囲を図示し、平面図内に存する最も近い第一種保安物件  
 および第二種保安物件を明示すること。

ア 容器置場は、第一種保安物件に対し第一種置場距離(ℓ1)以上を有すること。

イ 容器置場は、第二種保安物件に対し第二種置場距離(ℓ2)以上を有すること。

ウ 障壁構造等による距離緩和措置  
 一般高圧ガス：一般則第6条第1項第42号ハ  
 液化石油ガス：液石則第6条第1項第35号ハ

高圧ガス の種類	容器置場 の面積	第一種置場距離		第二種置場距離		備考
		法定 距離	実際 距離	法定 距離	実際 距離	

5 技術上の基準(法第18条第2項)に関する事項  
 技術上の基準に適合していることを該当規則の条項ごとに対応して記述すること。

<対応条項>

一般高圧ガス：貯槽による貯蔵の場合(一般則第22条)

一般高圧ガス：容器による貯蔵の場合(一般則第23条)

液化石油ガス：貯槽による貯蔵の場合(液石則第23条)

液化石油ガス：容器による貯蔵の場合(液石則第24条)

規則の 条項号	基準項目	対応事項	備考 (別添資料等No.)

- (3) 第一種貯蔵所位置等変更明細書に添付して必要になる書類等  
 変更の内容により、「3 添付書類」による書類を適宜添付すること。  
 記載方法は、貯蔵許可の項(4(3)貯蔵計画書に添付して必要になる書類等)を  
 参照のこと。  
 なお、変更箇所が複雑な図面等にあつては、変更部分が明確になるよう色分け  
 するとともに、変更前、変更後の図面を添付すること。

### 第一種貯蔵所完成検査申請書

第一種貯蔵所の所有者または占有者が、貯蔵所の設置または位置、構造もしくは設備  
 の変更の工事をした際、法第20条に基づき必要となる手続は下記のとおりです。

- 1 申請単位  
 設置許可、位置等変更許可ごとに行うこと。
- 2 提出時期  
 原則として完成検査を受検しようとする10日前までに行うこと。  
 ※標準事務処理日数【12日】(補正日数、休日・祝日等は含みません。)  
 ※標準事務処理日数の起算日は完成検査受検予定日からとなります。
- 3 添付書類  
 第一種貯蔵所完成検査申請書のほか、以下のような書類が必要になります。

No	必要書類
1	高圧ガスフローシートに機器番号(成績書の番号)を記載した書類 ※完成検査当日に、機器番号照合用として印刷したものを別途用意すること
2	特定設備検査合格証、高圧ガス設備試験等成績証明書、認定試験者試験等成績書または、 コールドエバポレーター移設性能検査合格証の写し等 ※試験証明書の写しを提出する場合、設備製作時の検査記録の添付は不要
3	認定品等がない高圧ガス設備類については、メーカーの自主検査成績書(耐圧試験、気密 試験、肉厚、材質等を記録したもの)およびミルシート
4	配管(認定配管を除く)については、工事施工会社の耐圧試験等成績書(試験実施年月日、 実施場所、気温、試験範囲、圧力、試験流体、保持時間および立合者等を明記したもの) および検査実施時の写真(配管全系および圧力計の指針が読みとれるもの)、ミルシート
5	設備の基礎および障壁の構造、工程がわかる写真等
6	保安設備の検査記録
7	圧力計、液面計等の計測機器の基準器との比較検査成績書
8	その他、技術上の基準に係る項目の資料

#### 4 完成検査の検査項目

- (1)貯蔵設備設置位置および設備レイアウトの確認(保安距離の確認を含む)
- (2)高圧ガスフローシートによる機器との照合
- (3)機器と成績書との照合(機器番号の確認と性能のチェック)
- (4)設計圧力(または常用圧力)以上による気密試験
- (5)保安設備の作動試験
- (6)その他、技術上の基準に係る項目についての確認

#### 5 受検にあたっての留意事項

- (1)受検希望日の調整や検査内容等の確認のため、県担当者と事前打合せを行うこと。  
※災害対応などにより完成予定日に検査が実施できない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- (2)事前打合せの結果は、申請担当者から現場担当者に漏れなく伝達しておくこと。
- (3)完成検査当日は、現地において当該事業所の保安責任者が必ず立ち会うこと。

#### 6 完成検査不要の変更工事(法第20条第3項)

完成検査不要となる工事の範囲(一般則第33条第3号、液石則第34条第3号)は下記のとおりです。

貯蔵する高圧ガスのガス(その原料となるガスを含む。)の通る部分(耐震設計構造物に係る貯槽を除く。)の取替えまたは設置位置の変更(高圧ガス設備の取替えについては認定品または特定設備検査合格品への取替えに限る)の工事であって、貯蔵能力の変更が変更前の20%以内の増減のもの

### 第一種貯蔵所軽微変更届書

第一種貯蔵所の所有者または占有者が、貯蔵所の位置、構造または設備について「軽微な変更の工事」に該当する工事をした際、法第19条第2項に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

#### 1 届出単位

「許可を受けている第一種貯蔵所」ごとに行うこと。

#### 2 提出時期

完成後遅滞なく行うこと。

#### 3 軽微な変更工事の範囲

高圧ガスの貯蔵量(貯蔵所の機能に支障を及ぼすおそれのない貯蔵設備の撤去による場合を除く。)および貯蔵設備の位置の変更を伴わないものであり、以下のようになります(具体的には県担当者に確認ください)。

施設区分	軽微な工事の範囲
高圧ガス設備	貯槽およびじょ限量百万分の一未満のガスが通る部分以外であって認定試験者試験合格品または高圧ガス保安協会の試験合格品の取替
ガス設備(高圧ガス設備以外)	じょ限量百万分の一未満のガスが通るガス設備以外の変更
ガス設備以外の製造施設	設備の変更の工事
製造設備	貯蔵所の機能に支障を及ぼすおそれのない撤去の工事

#### 4 添付書類

第一種貯蔵所軽微変更届書のほか、以下のような書類が必要になります。

No	必要となる書類	備考
1	委任状	代表者以外の者が申請手続をするとき
2	第一種貯蔵所軽微変更明細書	
3	第一種貯蔵所軽微変更明細書の添付資料	変更内容により下記書類等を適宜添付すること
	(1)事業所全体平面図	変更部分が明確になるよう色分けするとともに、
	(2)高圧ガス貯蔵所配置図	必要に応じ変更前・変更後の図面を作成して
	(3)貯蔵設備等のフローシート・配管図	添付すること。
	(4)機器一覧表およびその仕様書、 構造図、強度計算書等	また、申請時から変更がない部分については、 その旨を記載して省略することができます。
	(5)貯蔵設備建屋、容器置場等の図面	
	(6)保安設備の機能、構造等を説明 した書面および図面	
	(7)変更箇所の写真または記録	

#### 5 提出書類作成要領

##### (1)第一種貯蔵所軽微変更届書

###### ア 適用規則

届出時に適用される規則を選択すること。

###### イ 名称(事業所の名称を含む。)

許可を受けた(許可証記載の)貯蔵所名を記入すること。

<記入例>

法人:〇〇産業株式会社〇〇貯蔵所、個人:〇〇事業所

###### ウ 事務所(本社)所在地

法人にあっては登記してある本社の所在地を記入し、個人にあっては住民登録の場所を記入すること。

###### エ 貯蔵所所在地

許可を受けた(許可証記載の)所在地を記入すること。

###### オ 変更の種類

変更の内容を具体的に記載すること。

###### カ 代表者氏名

法人にあっては法人の名称、代表者の役職名および氏名を記入すること。

個人にあっては氏名を記入すること。

※届出は、当該法人の代表権を有する者が行うものですが、事業所の長等が代理人となって届出することもできます。この場合、代表者から代理人に対しての委任を証した書面(委任状)を添付すること。

(2) 第一種貯蔵所軽微変更明細書作成要領

第一種貯蔵所軽微変更明細書の記載項目およびその記載内容等は、以下の例により作成すること。

<記入例>

## 第一種貯蔵所軽微変更明細書

1 変更の目的

変更の目的を具体的に記載すること。

2 変更の内容

貯蔵施設の変更内容を明確にしなが、箇条書で簡潔に記載すること。

3 貯蔵設備の貯蔵能力

貯蔵設備を撤去した場合は下表を記載すること。

高圧ガス の種類	貯蔵方法 (貯槽・容器)	貯蔵能力 ( $\text{m}^3 \cdot \text{kg}$ )			貯蔵量 (基・本数)			備考
		変更前	変更後	減少	変更前	変更後	減少	

※高圧ガスの種類には、その高圧ガスの状態(圧縮、液化、圧縮+液化)を合わせて記載すること。

※表に続けて撤去設備の計算式を設備ごとに記載すること。

4 容器置場(容器が配管に接続されていない貯蔵の場合)

高圧ガスの種類	容器置場の面積( $\text{m}^2$ )			備考
	変更前	変更後	減少量	

## 第一種貯蔵所承継届書

第一種貯蔵所の地位を承継した者が、法第17条第2項に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

- 1 届出単位  
許可を受けている第一種貯蔵所ごとに行うこと。
- 2 提出時期  
承継後遅滞なく行うこと。
- 3 添付書類  
第一種貯蔵所承継届書のほか、以下のような書類が必要になります。

区分	必要添付書類
法人	事業譲渡(引渡)の場合
	(1)登記事項証明書(履歴事項全部証明書)のコピー
	(2)譲渡(引渡)の事実を証明する書面(契約書の写し等)
	合併等の場合
(1)登記事項証明書(履歴事項全部証明書)のコピー	
(2)合併等の事実を証明する書面(契約書の写し、議事録の写し等)	
個人	事業譲渡(引渡)の場合
	(1)住民票(市区町村長発行のもの)の写しのコピー
	(2)譲渡(引渡)の事実を証明する書面(契約書の写し等)
	相続の場合
	(1)住民票(市区町村長発行のもの)の写しのコピー
(2)戸籍謄本(市区町村長発行のもの)	
(3)相続同意証明書(法定相続人全員の証明が必要)	

## 貯蔵所廃止届書

第一種貯蔵所の所有者または占有者が、第一種貯蔵所の用途を廃止したとき、法第21条第4項に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

- 1 届出単位  
第一種貯蔵所ごとに行うこと。
- 2 提出時期  
廃止後遅滞なく行うこと。
- 3 添付書類  
貯蔵所廃止届書のほか、貯蔵所を廃止したことがわかる写真等を添付すること。

一般則様式第7（第20条関係）

液石則様式第7（第21条関係）

第一種貯蔵所設置許可申請書	一般	× 整理番号	
		× 審査結果	
	液石	× 受理年月日	年 月 日
		× 許可番号	
名 称			
事務所（本社）所在地			
貯蔵所所在地			
貯蔵する高圧ガスの種類			

年 月 日

代表者 氏名

福井県知事 様

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

一般則様式第10（第27条関係）

液石則様式第10（第28条関係）

第一種貯蔵所位置等 変更許可申請書	一般	× 整理番号	
		× 審査結果	
	液石	× 受理年月日	年 月 日
		× 許可番号	
名 称			
事務所（本社）所在地			
貯蔵所所在地			
変更の種類			

年 月 日

代表者 氏名

福井県知事 様

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 ×印の項は記載しないこと。
  - 3 二以上の変更の許可申請を同時に行う場合には、「変更の種類」の欄に一括申請である旨を記載すること。

一般則様式第14 (第31条、第32条関係)  
 液石則様式第14 (第32条、第33条関係)

第一種貯蔵所完成検査申請書	一般 液石	× 整理番号	
		× 審査結果	
		× 受理年月日	年 月 日
		× 許可番号	
名 称 (事業所の名称を含む。)			
事 務 所 ( 本 社 ) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 福井県指令消保 第 号	
完 成 年 月 日			

年 月 日

代表者 氏名

福井県知事 様

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。

一般則様式第11（第28条関係）

液石則様式第11（第29条関係）

第一種貯蔵所軽微変更届書	一般	× 整理番号	
	液石	× 受理年月日	年 月 日
名 称（事業所の名称を含む。）			
事 務 所（本 社）所 在 地			
貯 蔵 所 所 在 地			
変 更 の 種 類			

年 月 日

代表者 氏名

福井県知事 様

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

一般則様式第8（第24条関係）

液石則様式第8（第25条関係）

第一種貯蔵所承継届書	一般	× 整理番号	
	液石	× 受理年月日	年 月 日
承継された貯蔵所の所有者 又は占有者の名称			
承継された貯蔵所所在地			
承継後の名称			
事務所（本社）所在地			

年 月 日

代表者 氏名

福井県知事 様

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 ×印の項は記載しないこと。

一般則様式第25 (第43条関係)

液石則様式第24 (第43条関係)

貯蔵所廃止届書	一般	× 整理番号	
	液石	× 受理年月日	年 月 日
名称			
事務所(本社)所在地			
貯蔵所所在地			
貯蔵所廃止年月日			
貯蔵所廃止の理由			

年 月 日

代表者 氏名

福井県知事 様

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 ×印の項は記載しないこと。